

福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人でその役員のうち第2号又は第3号に該当する者があるもの

(確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。

(補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第5号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第8条及び第9条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めたときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不相当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（様式第8号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書（様式第9号）により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
 - (2) 収支計算書 様式第11号
- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（交付の取消）

第13条 市長は、補助事業者が第3条各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第22条に定める市長の承認を受けなければならない期間は当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

別 表

事業区分	事業内容		補助率又は補助額	利用実績報告の期間
土地改良事業	区画整理 農業用排水施設 農道整備 農道舗装 暗渠排水 客土 農地造成		市長がその都度認める補助額	—
災害復旧事業	農地の災害復旧事業で国県の補助を受ける事業 (補助限度額工事費40万円以上)		事業費から国県の補助及び交付金額を差し引いた残額の2/3以内	—
	農地の災害復旧事業で国県の補助を受けない事業 (補助限度額工事費40万円未満)		事業費の2/3以内	
干害応急対策事業	国県の補助を受ける事業	施設機械器具等	事業費から国県の補助及び交付金額を差し引いた残額の2/3以内	—
		燃料費等	事業費の1/2から国県の補助及び交付金額を差し引いた額以内	
	国県の補助を受けない事業	施設機械器具等	事業費の2/3以内	
		燃料費等	事業費の1/2以内	
林道設置事業	受益山林面積50ヘクタール以上の国県費補助対象事業		事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内	2年
	受益山林面積10ヘクタール以上50ヘクタール未満の林道設置事業		事業費の1/2以内	

事業区分	事業内容	補助率又は補助額	利用実績報告の期間
造林事業	0.1ヘクタール以上の拡大造林及び更造林の事業	事業費の1/2以内	—
樹園地造成事業	樹園地以外の土地を樹園地に造成する事業	事業費の1/3以内	—
導入事業	種畜の導入事業	事業費の1/2以内。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	2年
	農機具等の導入事業	事業費の1/3以内(国県補助及び交付金の認められる事業にあつては事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内)。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	
共同施設設置事業	農林業の共同施設を設置する事業	事業費の1/3以内(国県補助及び交付金の認められる事業にあつては事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内)。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	
	漁業及び水産加工業の共同施設の整備拡充をはかるための事業		
資源保護増殖事業	漁業資源の保護増殖をはかるために必要な事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
団体活動事業	市長が認める事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
その他農林水産業振興上市長が必要と認める事業		市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	市長がその都度定める期間

※別表の「補助率又は補助額」にかかわらず、国、県、その他の団体からの補助及び交付金(以下、「国補助金等」)が認められた事業にあつては、補助事業者に対し交付する補助金の額は国補助金等を含むことができる。

事業計画説明書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業内容

(1) 受益戸数又は受益面積

(2) 実施場所

(3) 事業量及び事業費

(4) 事業費の負担区分

(5) 負担金の調達方法

(6) 実施方法

(7) 実施期間

(8) その他

4 事業効果

(注) 説明書に添付すべき書類

経費内訳書, 明細書, 単価表, 機械器具資材購入費見積書, 設計図, 見取図

その他事業内容が明確になる書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	費 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
合 計			

2 支出の部

区 分	費目又は事業名	予 算 額	積 算 の 基 礎
補助対象事業			
	計		
補助対象外事業			
	計		

予算議決 年 月 日

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

補助金交付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日をもって申請のあった事業

(事業名) について次の理由
により承認しがたいので通知する。

記

不承認の理由

事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る事業
(事業名) を別紙計画変更説明書のとおり変更したいので福岡市補助金交付規則第6条の規定により承認方申請いたします。

事業計画変更説明書

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 建設事業関係は原設計，変更設計対照表を添付すること。

事業事故報告書

(あて先) 福岡市長

中止
廃止
工期変更
その他

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

④

年 月 日付 第 号により補助金交付決定通知を受けた事業(事業名)は下記の理由により事業の遂行に支障を生じたので福岡市補助金交付規則第6条の規定によりご承認お願いいたします。

記

- 1 事業実施の場所
- 2 理由
- 3 事業の遂行状況

事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった事業
(事業名)の計画変更につい
ては、

- 申請どおり承認する。
- 次の条件を付して承認する。
- 次のとおり修正のうえ承認する。

事業着手届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る事業
(事業名) を下記のとおり
着手しましたので福岡市農林水産業振興補助金交付要綱第11条
の規定によりお届けいたします。

記

- 1 事業実施の場所
- 2 着手年月日
- 3 完了予定年月日
- 4 直営, 請負 (請負の場合は入札てんまつ書を添付のこと。)

利 用 実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊦

事業完成年度 平成 年度

事 業 名

平成 年度の実績

1 実績の概要

2 実績の内容

(注) (1) 別に事業成績書, 収支決算書がある場合はそれを添付のこと。

(2) 生産増強関係では収量又は漁獲量対比(事業前のこと), 生産額の変化を対比。

事業実績説明書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 受益戸数又は受益面積

(2) 実施場所

(3) 事業量及び事業費

(4) 事業費の負担区分

(5) 負担金の調達方法

(6) 実施方法

(7) 実施期間

(8) その他

4 事業効果

(注) 説明書に添付すべき書類

経費内訳書，明細書，単価表，機械器具，資材購入費
納品書写，設計図，見取図，契約書写，写真

様式第 1 1 号

収 支 計 算 書

1 収入の部

区分	費 目	予算額	決算額	増減額	積算の基礎
合	計				

2 支出の部

区分	費目又は事業名	予算額	決算額	増減額	積算の基礎
補助対象					
	計				
補助対象外事業					
	計				

(注) 補助対象事業，補助対象外事業に区分して作成のこと。

同 意 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

私は、 _____ 補助金の交付要件である
「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認にあたり、
税務担当課に別紙補助金交付申請書が開示され、私の市税の課税
状況及び納付状況の照会が行われることに同意します。

記

1. 住 所

(フリガナ)

2. 氏名(法人名等)

㊞

3. 生 年 月 日(※法人の場合は不要) 年 月 日生

4. 電 話 番 号 ()

消費税等相当額報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の
通知があった(事業名)に
ついて、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第15条の補助金の額の確定額 _____
(平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 _____
- 4 補助金返還相当額 _____

同 意 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

私は、 _____ 補助金の交付要件である
「福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員もしくは
は暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を
有する者でないこと」の確認にあたり、市が福岡県警察へ照会す
ることに同意します。

記

1. 住 所

(フリガナ)

2. 法人名等

氏 名

印

3. 生 年 月 日

年 月 日生

4. 電 話 番 号

()

福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領

1 目的

本実施要領は、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。)及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「国実施要領運用」という。)並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。)第6条に基づく農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 集落協定、個別協定の策定又は変更

- (1) 国実施要領運用第7の4の(1)の定めに基づき集落協定を策定又は同要領運用第7の4の(5)①の定めに基づき集落協定を変更する集落は、「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更)の申請について」(様式第1号)に集落協定を添付のうえ、当該年度の6月30日まで(平成27年度においては、当該年度の8月31日まで)に市長に提出するものとする。
- (2) 国実施要領運用第7の4の(2)の定めに基づき個別協定を策定又は同要領運用第7の4の(5)①の定めに基づき個別協定を変更する認定農業者等は、「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更)の申請について」(様式第1号)に個別協定を添付のうえ、当該年度の6月30日まで(平成27年度においては、当該年度の8月31日まで)に市長に提出するものとする。
- (3) 国実施要領運用第7の4の(5)②の定めに基づき、集落協定又は個別協定に定める事項のうち同要領運用第7の4の(5)①のア又はイに掲げる事項以外のものを変更する集落又は認定農業者等は、「福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る集落協定(個別協定)の変更の届出について」(様式第2号)に変更後の集落協定又は個別協定を添付のうえ、当該年度の6月30日までに市長に提出するものとする。

3 集落協定、個別協定の認定

国実施要領運用第7の4の(3)の定めに基づく通知は、「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)について」(様式第3号)によるものとする。

4 交付金の交付申請

集落協定の代表者及び個別協定の認定を受けた認定農業者等は、交付金の交付の申請をしようとするときは、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金交付申請書」(様式第4号)により、当該年度の8月31日まで(平成27年度においては、当該年度の10月31日まで)に市長に提出するものとする。

5 現地確認

- (1) 国実施要領運用別記7の2の(5)の①のアに基づく通知は、「福岡市中山間地域等

直接支払制度事業現地調査及び現地確認事前通知書」(様式第5号)によるものとする。

(2) 国実施要領運用別記7の2の(2)により作成する確認野帳は、「集落協定の協定農用地確認野帳」(様式第6号)及び「個別協定の協定農用地確認野帳」(様式第7号)によるものとする。

(3) 国実施要領運用別記7の2の(4)により作成する標示票は、「標示票」(様式第8号)とする。

6 交付金の交付決定

市長は、交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査及び国実施要領第6の5の実施状況の確認結果等により、適正であると認めるときは、すみやかに交付の決定を行い、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金交付決定通知書」(様式第9号)により申請者に対しその旨を通知するものとする。

7 交付金の実績報告

交付金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた事業が終了したときには、当該年度末までに「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金事業実績報告書」(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

8 交付金の額の確定

市長は、前項の事業実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る事業の実施及び成果が協定に基づくとともに交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金事業確定通知書」(様式第11号)により当該交付金交付申請者に通知するものとする。

9 交付金収支報告書の提出

(1) 交付金の交付を受けた集落協定の代表者及び個別協定の認定を受けた認定農業者等(以下、「交付金の交付を受けた者」という。)は、「中山間地域等直接支払交付金に係る会計経理の明確化及び税務対応の円滑化について(平成13年8月31日付け13農振第1501号農林水産省農村振興局地域振興課長通知)」に基づき、「交付金収支報告書」(様式第12号)を作成のうえ、当該交付金受領の翌年1月15日までに市長に報告するものとする。

(2) 市長は、前号の「交付金収支報告書」の提出があったときは、交付金収支報告書の内容を関係書類で確認のうえ、「交付金収支証明書」(様式第13号)により、交付金の交付を受けた者に通知するとともに所管税務署に提供するものとする。

10 関係書類の保管等

市長は、交付金の申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を交付を完了した日から起算して5年間保存するものとする。又、交付金の交付を受けた者は、次の事

項に留意して会計経理を適正に行うとともに、証拠書類を交付を受けた日から起算して5年間保存するものとする。

- (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (2) 交付金の使用は、集落協定又は個別協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領するなど、支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

11 実施期間

実施期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

12 その他必要事項

本要領に定めのない事項については、福岡市補助金交付規則及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成12年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

- (1) この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- (2) この要領は、平成27年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- (1)この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- (2)この要領は、平成32年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(様式第1号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定（変更）の申請について

平成 年 月 日

福岡市長様

集落名
集落協定代表者名
(個別協定申請者)
住所
氏名

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項（第8条第1項）の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定（変更）を申請します。

記

1. 事業計画
2. 別添資料（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書）
 - 1号事業（多面的機能支払い交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
3. その他
 - 都道府県の同意書（都道府県営土地改良施設の管理）

(様式第2号)

福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る集落協定（個別協定）の
変更の届出について

平成 年 月 日

福岡市長様

集落名
集落協定代表者名
（個別協定申請者）
住所
氏名

このことについて、福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領2の(3)に基づき、変更後の集落協定（個別協定）を添えて届け出ます。

(様式第3号)

平成 年 月 日

集落名及び集落協定代表者

個別協定の申請者 様

福岡市長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)について

平成 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項(第8条第4項において準用する同法第7条第5項)の規定に基づき認定することとしたので、通知します。

(様式第4号)

福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金交付申請書

平成 年 月 日

福岡市長様

集落名
集落協定代表者名
住所
氏名

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業について、交付金の交付を受けたいので、福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領4の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする交付金事業名	福岡市中山間地域等直接支払制度事業
2 交付を受けようとする交付金の額	円
3 申請者の営む主な事業	
4 交付金事業の目的及び内容	
5 交付金事業の執行に関する収支計画及び事業計画別紙のとおり	

(別紙)

収 支 計 画 書

1 収入の部 (円)

収 入 項 目	金 額
平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金	
平成 年度繰越金 (集落基金)	
合 計	

2 支出の部 (円)

支 出 項 目	内 容	金 額
共同作業等に関する経費		
	計 (1)	
	集落協定参加者への配分 (2)	
	合 計 ((1) + (2))	

(別紙)

事業計画

項 目	内 容

(様式第5号)

平成 年 月 日

集落名及び集落協定代表者
又は個別協定の申請者 様

福岡市長

福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る現地調査及び現地確認事前通知書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の5の定めにより、集落協定(個別協定)に定められている事項等について、現地確認を行いますので、下記のとおり通知します。

つきましては、集落代表者(個別協定の申請者)の立会をお願いします。

記

1 現地確認の日時

平成 年 月 日 時

集合場所

※ 日時の変更を希望される場合は、他の日時を調整しますので連絡ください。

2 現地確認者

3 確認事項

- (1) 協定農用地の管理状況
- (2) 協定に含めない耕作放棄地の管理状況
- (3) 水路・農道等の管理状況
- (4) 多面的機能を増進する活動状況
- (5) その他

4 確認の方法

協定の対象農用地を確認し、現場において協定に規定された事項が実施されているかを確認のうえ、野帳に記録し保存します。

また、確認結果は、確認野帳の写しを送付することをもって代えさせていただきます。

5 その他

※ 立会人の方は印鑑を必ずご持参ください。

平成 年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地		協定名	
現地確認者	農業政策課 印	立会人	印
現地確認日	平成 年 月 日	交付の適否	適 ・ 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

1 協定農用地

図面 番号	地 番	枝 番	現況 地目	交付対象 面 積	活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘 要
						耕 作	維持管理	
団地名 : 団地1								
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
					耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
団 地 計				0				
合 計				0				

平成 年度集落協定の協定農用地確認野帳

2 協定に含めない耕作放棄地の管理

地番	管理状況の適否	摘要
	適・否 ()	
	適・否 ()	

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘要
	適・否 ()	
	適・否 ()	
	適・否 ()	

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取る行為	活動状況の適否	摘要
①	適・否 ()	
②	適・否 ()	
③	適・否 ()	
④	適・否 ()	
⑤	適・否 ()	

注1) 協定ごとに作成する。

注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取る行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

平成 年度協定農用地確認野帳（個別協定用）

交付対象者の氏名・名称		現 地 確 認 日	平成 年 月 日
現 地 確 認 者	農業政策課 印	立 会 人	印
		交付の適否	適 ・ 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

土地の所在地	地 番	枝 番	現況地目	交付対象面積	活動形態	設定権利等の種類	始期	終期	契 約年月日	農用地の管理状況の適否等	
										耕 作	維 持 管 理
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
					耕・維					適 否 (移・解・放・転) 免	適 否 (移・解・放・転) 免
団 地 計				0							
合 計				0							

注1) 協定ごとに作成する。

注2) 「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 「契約年月日」欄は、賃借権の設定、農作業受託契約等は契約年月日を、所有権移転については農地法第3条の許可又は農用地利用集積計画の公告のあった日を記入する。

注3) 「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、不適切な場合は「否」、免責事由に該当する場合は「免」とする。

なお、「否」と判定した場合の「移」は第三者への所有権移転又は賃借権設定、「解」は賃貸借契約又は作業受委託契約の解除、「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

(様式第8号)

標 示 票

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業対象農用地	
団地名	
対象基準	
地番	
地目	
協定管理者	
現地確認日	平成 年 月 日

注1)集落の代表者、個別協定の申請者は、団地名、対象基準、地番、地目、協定管理者の各欄に該当事項を記入し、現地確認日に現場に掲出するものとする。

注2)現地確認者は、上記の記載内容について確認を行ったときは、現地確認日を記入するものとする。

(様式第9号)

平成 年 月 日

集落協定の代表者又は
個別協定の申請者 様

福岡市長

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって交付申請を受理した平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付事業名 福岡市中山間地域等直接支払制度事業
- 2 交付内示金額 円
- 3 交付金交付予定時期
- 4 交付条件 (1) 福岡市長の認定を受けた中山間地域等直接支払制度に係る集落協定に基づき、当初認定年度から起算して5年間以上継続して農業生産活動等を行うこと。
(2) 以下の関係規定を遵守すること。
 - ・中山間地域等直接支払交付金実施要領（国）
 - ・中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（国）
 - ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
 - ・福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領

(様式第10号)

福岡市中山間地域等直接支払制度事業実績報告書

平成 年 月 日

福岡市長様

集落名
集落協定代表者名
住所
氏名

印

平成 年 月 日付農政第 号により交付金の交付決定を受けました
事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 交付事業名 | 福岡市中山間地域等直接支払制度事業 |
| 2 | 交付事業の実施状況 | 別紙のとおり |
| 3 | 交付金収支決算書 | 別紙のとおり |
| 4 | 交付金の交付決定額 | 円 |

(別紙)

2 交付事業の実施状況

項 目	内 容
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

3 交付金収支決算書

(1) 収入の部

収 入 項 目	金 額
平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金	
平成 年度繰越金 (集落基金)	
平成 年度利息	
合 計	

(2) 支出の部

支出項目	内 容	金 額
共同作業等に関する経費		
	翌年度への繰越金	
	計 (1)	
	集落協定参加者への配分 (2)	
	合 計 ((1) + (2))	

(様式第11号)

平成 年 月 日

集落名及び集落協定代表者
又は個別協定の申請者

様

福岡市長

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金確定通知書

平成 年 月 日付の事業実績報告書により、平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る交付金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付事業名 福岡市中山間地域等直接支払制度事業
- 2 交付確定金額 円
- 3 交付条件
 - (1) 福岡市長の認定を受けた中山間地域等直接支払制度に係る集落協定に基づき、当初認定年度から起算して5年間以上継続して農業生産活動等を行うこと。
 - (2) 以下の関係規定を遵守すること。
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（国）
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（国）
 - ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
 - ・ 福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領

平成 年 月 日

福岡市長 様

集 落 協 定 名

集落協定代表者

印

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金収支報告書

1 交付金に係る配分額及び共同取組活動の支出額

(1) 配分総額

	総 額	配分等の基礎
① 個人配分分		
② 共同取組活動分		
合 計		

(2) 共同取組活動支出額

支出項目	支 出 額	備 考
総 額		
繰 越 額		

(様式第13号)

平成 年 月 日

集落協定名

集落協定代表者 様

福岡市長

平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金収支証明の送付について

平成 年 月 日に提出のあった「平成 年度福岡市中山間地域等直接支払制度事業交付金収支報告書」について、別紙のとおり証明します。

また、同証明については、所管税務署に参考資料として提供していますので併せて申し添えます。

注) 別紙は、中山間地域等直接支払制度事業交付金収支報告書の写し末尾に下記のとおり奥書証明した
ものとする。

(奥書文) 平成 年 月 日に交付した直接支払交付金について、
上記のとおり配分及び支出されたことを証明する。

平成 年 月 日

福岡市長

印